

武蔵野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
(議案第83号資料)

1 改正趣旨

法改正に基づく改正（地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）

2 改正する条例

武蔵野市職員の育児休業等に関する条例

3 主な改正内容

(1) 部分休業の取得方法の拡充 [法改正]（第9条から第9条の5まで）

※令和8年4月1日施行

現行の部分休業の形態に加え、1年につき10日相当（77時間30分）を超えない範囲内の形態を新たに設け、職員はいずれかの形態の選択が可能となる。

【現行】	【改正後】
2 h	
1日につき2時間の範囲内で勤務しないこと	① 1日につき2時間の範囲内で勤務しないこと
	2 h以上（1日単位で取得することも可）
	② 1年につき10日相当の範囲内で勤務しないこと
	職員は、①②のいずれかを選択して取得可能

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の概要（総務省）より抜粋

(2) 育児を行う職員に対する支援制度の周知等 [法改正]（第12条）

※公布日施行

新設：妊娠・出産等の申請時と子が3歳になる前までの適切な時期に、子や各家庭の事情に応じた仕事と育児の両立に関する事項について、意向の聴取を行うことを明記する。また、聴取した意向について、状況に応じて配慮することを明記する。